

日 時：平成 27 年 7 月 7 日（火）13 時 27 分
場 所：農林水産省 第 2 特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第 7 2 回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第72回資源管理分科会

1 開 会、閉会の年月日・時刻

開会 平成27年7月7日（火）13時27分

閉会 平成27年7月7日（火）14時23分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 亀岡洋一 鈴木徳穂 鈴木敬幸 長瀬一己 長屋信博
三木奈津子 山川 卓 山下東子

特別委員 加澤喜一郎 川越一男 白石嘉男 高橋健二 千葉康則
濱田武士 本間新吉 松本ぬい子 横内武久

3 水産庁側出席者

長谷増殖推進部長 太田漁場資源課長 保科栽培養殖課長

藤田沿岸・遊漁室長 板倉増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

| | | |
|---|--|-----|
| 1 | 開 会 | 1 |
| 2 | 議 事 | 1 |
| | 【諮問事項】 | |
| | 諮問第254号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する 漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示 について | 1 |
| | 【その他】 | 1 1 |
| 3 | 閉 会 | 1 4 |

○栽培養殖課長 それでは、予定の時間にちょっと早いですけれども、委員の皆さん、お集まりですので、ただいまから第72回の資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます栽培養殖課長の保科と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にそれぞれのマイクというのが設置されておられませんので、御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただいて、それから御発言をお願いします。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますけれども、まず、議事次第がございます、その後資料の一覧というのがあります。資料1の委員・特別委員の名簿、それから資料2の諮問第254号ですね。それから資料3が告示の案です。それから、資料4が告示案についてという1枚紙、それから資料5-1ということで、うなぎ養殖業における養殖するうなぎの量の制限の取組み経過、それから5-2で、平成27年11月からのうなぎ養殖業の許可について養殖することができる量を定める手続の概要、それから、資料6でニホンウナギ稚魚の池入れの動向、7で公示案の参照条文、それから参考でニホンウナギの届出業者数及び稚魚の池入れ実績というのがついております。

漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、報道関係の、もしカメラ撮りがございましたらここまでとさせていただきますので、撮影はここで御退席をお願いします。

それでは、山川分科会長、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 本日は、お集まりくださいましてどうもありがとうございます。

先日も、この資源管理分科会、開催したばかりかなというふうな、そういう印象ですがけれども、何とぞよろしく御審議くださいますようよろしく願いいたします。

では、座って早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日は諮問事項が1件でございます。よろしく願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問第254号「内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について」、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○栽培養殖課長 それでは、まず諮問文を朗読させていただきます。資料2をごらんくだ

さい。

27水推第409号
平成27年7月7日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について（諮問第254号）

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成27年11月1日から平成28年10月31日までと定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

本件は、4月15日、前々回の資源管理分科会で御審議をいただいた、ウナギ養殖業を農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として定める政令、これを御審議いただきましたけれども、これが6月1日に施行されまして、ウナギ養殖業が、それまでの届出制度から許可制度に今移行をしております。政令の経過措置によりまして、6月1日より前にウナギ養殖業の届け出をした人というのが、今年の10月31日までは許可を受けているものとみなされるというふうになっておりまして、今現在、ウナギ養殖業をされている方は、この規定に基づいて許可を受けているとみなされているということになります。

本件の公示は、この今の許可がみなされているのが10月31日までですので、それ以降の本年11月以降のウナギ養殖業の許可について許可をすべきウナギの池入れ量の総量、あるいは許可の申請期間、さらに許可の有効期間等を定めようというものでございます。

まず、公示の内容に先立ちまして、ウナギの養殖業におけるこれまでの池入れ量、養殖する量ですけれども、制限についての取り組みの経過と、それから、今年の11月からの許可において池入れ量を定める手続について、資料の5-1と5-2というのを御用意させていただきましたので、これで説明をさせていただきます、その後に公示について御説明をしたいと思います。

まず、資料の5-1をごらんください。

ウナギ養殖業における養殖するウナギの量の制限の取組み経過。これまでの資源管理のための池入れ制限の取組みの経過です。

まず、平成27年の漁期、これが去年の11月から今年の10月までの1年間の漁期ですけれども、この漁期から池入れを制限する取組みを始めています。内容としましては、去年の平成26年9月17日ですけれども、ここで日本と中国、韓国、台湾によるウナギの国際資源保護・管理に係る第7回の非公式協議において、以下のとおり、各国地域がそれぞれのウナギの池入れについて、ニホンウナギでは直近の——直近というのはその1年前ですけれども——の池入れ量から20%削減する。その他のウナギでは、近年3カ年のウナギの池入れ量よりも増やさないというように、池入れの制限の措置を講じることを内容とする共同声明を取りまとめて発出をしました。この共同声明の遵守をしていこうということで、水産庁においては、去年の11月、12月ですけれども、ニホンウナギとその他のウナギ、それぞれについて養殖業者ごとに池入れ数量の上限を設定して、これを守ってもらうということで、そういうガイドラインを定めまして、それに基づいて算定した数量というんですか、配分された数量を、それぞれのウナギ業者が届出制度に基づく養殖の予定書、1年間の養殖の数量を提出してもらう書類ですけれども、この養殖量と一緒に書いていただいて国に提出していただき、自主的な取組みとして、その数量の範囲内で池入れを実施するというので、今年度の池入れの制限の取組みをやっております。自主的にやっていますということなんです。

これが、次の28年漁期、今年度の27年11月からの1年間の期間の取り扱いですけれども、この期間につきましては、今度は今年度の6月3日のウナギの国際的資源保護・管理に係る第8回の非公式協議において、各国地域で、この期間のウナギの池入れの上限を前漁期と同じとするということをやっているということで確認がされております。

こういう中で、この平成28年の漁期については、池入れ量の管理を、今度は許可制度ですね。本日の公示案に基づいて実施していくということなんですけれども、この許可制度において管理をしていこうというふうに今しているということでもあります。

次に、5-2をごらんください。平成27年11月からのウナギ養殖業の許可において養殖することができる量を、実際にこの許可の中で定める手続について御説明をさせていただきます。

指定養殖業の許可の仕組みは、下の条文のところを見ていただくとわかるように、漁業法の指定漁業の許可の仕組みと同じになっておりまして、漁業法の規定を準用して許可をするというふうになっております。このウナギ養殖業の許可に関しては、養殖場ごとに養殖することができる量を定めて許可をするということになります。

どういう場合に許可がされるかということ、これから公示をして、それに基づいて許可の申請をしていただくわけですけれども、その際に、まず公示の内容に即した申請であって、申請者が適格性を有する、要するに法律を遵守する精神が著しく無いとか、そういうことでない場合には許可がされるということになりますけれども、ただし、申請された数量の

合計が公示した総量を超える場合は、既に許可を受けている者、これは今、養殖業をやっている人は許可を受けているとみなされますので、その者の申請に対して、届出制度に基づく養殖予定書に記載されたウナギの池入れ量までは優先して許可がされるというふうになっております。国のガイドラインに従って定めて、今、皆さんに池入れを自粛してやっただけの数量までは優先して許可がされるということです。

さらに、この許可をして残余がある場合には、残りについてはくじによって配分するというのが法律の許可の仕組みになっています。

以上のような仕組みのもとで、今年11月以下の許可のやり方を、この今回の公示で定めようというものです。

許可の内容については、公示そのものですね。資料3をごらんください。

まず、許可をすべき水産動植物の総量ですね。日本全体の上限量になりますけれども、これにつきましては、先ほどの6月3日の第8回の国際協議で前年と同じにするということになりましたので、これに基づきまして、ニホンウナギについては21.7トン、それから、ニホンウナギ以外の種のウナギについては3.5トンというふうにいたします。この数量は、新たに池入れができるシラスウナギの量になります。

それから、次の許可の申請をすべき期間につきましては、申請の審査に一定期間を要することから、平成27年7月13日から10月13日までというふうにいたしたいと考えております。

それから、次の備考の1ですけれども、この告示に関する許可の有効期間ですけれども、法律では原則許可の期間を5年とすることになっておりまして、ただし、内水面水産資源の持続的な利用の確保等のために必要な限度においては、水産政策審議会の意見を聞いて、短い期間を定めることができるというふうにされています。本件の場合は国際協議が毎年行われていて、今後国際協議の結果によっては許可すべき数量が変わる可能性もありますので、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの1年間としたいと考えています。

ここまでが諮問の対象になります。

次に2ですけれども、許可は養殖場ごとに行いますので、許可において定める水産動植物の量、ウナギの量は、この許可に係る養殖場において養殖することができるウナギの量ですけれども、日本の場合、ある養殖場で途中まで養殖されたウナギを他の養殖場で譲り受けてさらに養殖するというようなケースがありますので、既に国内の他の養殖場で養殖されたことのあるウナギ、ここでは既養殖ウナギとしていますけれども、こういうウナギについては、許可において定める数量に含まれないというふうにしています。これは、最初の養殖場で池入れしたときと、それから次の養殖場で池入れしたときと両方でカウントすると資源管理上のダブルカウントが発生しますので、これを避けるという趣旨です。

こういう取り扱いをするために、既養殖ウナギ、一旦ほかの養殖場で養殖されて売られたものと、そうでなくて初めて池入れするものを区別できるようにする必要がありますので、次の3の一、二、三のところにありますように、許可の制限条件といいますけれども、既

養殖ウナギを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、出荷年月日とか出荷重量、あるいは出荷者、出荷先の氏名等を記載した書類を添付しなければならないこと、それから、こういう出荷書類が添付されていない既養殖ウナギを新たに養殖してはいけないということ、それから、既養殖ウナギを新たに養殖したときは、この添付された出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければいけないという制限条件を定めることとしています。また、ニホンウナギ以外の種のウナギについて、その養殖をする場合には、このウナギを公共の水面に放出してはならず、また、このウナギの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならないということも制限条件として定めたいというふうに考えています。

以上が本件の許可の公示の概要でございます。

その他の資料におきましては、適宜お目通しをいただければと思います。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

白石委員。

○白石特別委員 この提案に対しては、前年届出制になるときに、翌年は許可制に移行する予定ですよという話を事前に聞いて、皆さんにも報告してありますので、そのまま準用していただいて別に問題は起こらないというふうに思っています。

そこのところはいいんですけれども、少し、今度は水産庁さんをお願いをしたいことがございます。

我々も相当数量を、これでは8割ですね、2割減ということになってはいますが、大半の方というのは66.7、8%の方が多いわけですし、新規の人、あるいは80%で池入れできる人もいることはあるんですけれども、大半の人は66.7、8%で3分の1をカットしているわけですね。そういう中で、シラスウナギを池入れするのを我慢しているわけですから、ほかの面での資源の保護という意味で、各河川において親が下る時期、9月から恐らく12月頃と言われているんですけれども、全国的にその時期の親ウナギの捕獲をできれば禁止するような形に各県に働きかけていただいて、強制ではなかなか難しいと思います。それで生活の一部にしている人もいるわけですから、そこまでは言いませんけれども、各県に協力してもらって、なるべく日本全体で保護をしていただければ、よりスピードアップして資源の保護・管理ができるんじゃないかなというふうに思います。

2点目に、今、日本のシラスウナギの流通というのは大分不透明な部分がありまして、各県でやっているわけなんですけれども、それが全部各県にとったものが数量として上がっていない部分があるんですね。それが闇流通になって、これが中国産、あるいは台湾産に化けて高くなっている。その理由としては、日本では1キロは1キロとして扱うんですけれども、中国、台湾というのは1匹幾らで取引されているわけですね。ですから、向こう

は5,000匹を1キロとしなさいということで、そういう形で売られてくるわけですね。5,000匹以上あることは絶対ないですね。日本の場合は5,500とか、1キロあると6,000の場合もあります。そうすると、その1割、2割をカットして5,000匹にして、これは中国産だから、台湾産だからという形で売られる場合があります。

これが、日本産が闇に流れた部分がそういうふうになりやすいので、非常に難しい話ではあるんですけども、各県の条例で今も管理しているものですから難しいとは思いますが、やっぱり国内のシラスウナギの流通が透明になれば、そういうものもなくなってくるのかなというふうに思いますので、その辺も、来年からできるという話ではないと思いますけれども、尽力をしていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○山川分科会長 御要望ということですが、保科裁培養殖課長、よろしくお願いたします。

○裁培養殖課長 今回、養殖業の制限の話だけを今お話をしていますけれども、ウナギの持続的な利用の確保に向けて、この養殖業の池入れの制限と、それから親ウナギ漁業における資源管理、具体的には主に産卵に向かう時期の下りウナギ、親が成長して、5年とか10年、河川で成長した親が秋から冬の時期にかけて産卵に向けて川を下るわけですが、この時期の下りウナギの採捕を禁止しようということで、この取り組みを全国に広げていこうということで取り組みをしています。

現在、九州、それから四国、それから太平洋側の県のかんりの県で、この取り組みが広がってきていて、方法としては都道府県の漁業法に基づく漁業調整委員会の指示という形で、拘束力を持たせた仕組みで管理をしようということでやっていますけれども、これの取り組みを進めています。さらに、全体、全国に広がるようにやっていきたいというふうに今思っています。

それから、もう一つの関係者がシラスウナギの採捕の関係になります。国としては、この養鰻業、ウナギ養殖業とシラスの特別採捕の関係の皆さんと、この3者をそれぞれで資源管理に取り組もうと、三位一体で取り組むということで取り組みを推進していますけれども、このシラスウナギの採捕に関しましては、おっしゃるように採捕して、こういう流通に乗せてくださいということを各都道府県で決めている例が多いんですけども、どうしてもその流通に乗せないで別のところに売られてしまって、それがいわゆる闇流通というふうに称されている部分というのがあるというふうに言われています。

こういうことに対する対処としては、昨年から、1年前からですけれども、採捕をして、その販売先を決めている都道府県にあっては、その決めているところにきちんと売ることについての報告を聴取することと、あわせて罰則を定めて、そうじゃない流通をさせた場合の対応をするということを、国からの都道府県に対する技術的助言ということで通知をして進めていただいているということです。

それから、ウナギ養殖業の皆さんに関しましても、これも1年前から、どこから買って池に入れたものかというのを記帳していただいて、これを報告していただくということを進めていまして、一応、まずとったところから次の流通をきちんとさせる。それから、最後にウナギが養殖場に入ったところがどこから入ったか、まず両側から流通についても明らかにしていくという取り組みも今始めているところです。御要望の趣旨に沿って対応できるように、これからも努力をしたいというふうに考えています。

○山川分科会長 長谷増殖推進部長、よろしくお願いします。

○増殖推進部長 今日にはウナギだけですので、時間もたっぷりありそうなので、もう少し丁寧に御説明させていただきますけれども、白石委員のほうから、直近年の2割カットだけれども、3分の1カットの人が多かったというところだとか、この審議会でもウナギは最近では随分取り上げていますけれども、なじみが薄かった部分なのでなかなかわかりにくい部分だと思いますが、先ほど保科課長から御説明したように、関係国で2割カットということをお約束したわけですが、それを実行に移そうとする段階でも、その当時は養鰻業に着業するのは自由ですから、資源が厳しいという状況だったわけですが、だからこそ、またそれがビジネスチャンスだと、こう思われる方もあって、新規の着業を希望されるような方もいて、そういう中で全体で2割カットというのを達成するために、既存の業者の方には随分不満もありだったところを我慢してもらいながら、先ほど説明したようなガイドラインをお示しして、最終的には納得していただいて今進んでいるということでもあります。そういう事情があったということでもあります。

それから、親ウナギの保護についても保科課長が説明したとおりなんですけれども、水産庁のホームページでウナギについても出ておりますので、それを見ていただきますと、もっと詳しく親ウナギのほうの取り組みの広がりがわかるようになっております。養鰻県を中心に、先ほど言ったような規制が広がってきておりますけれども、もう今月には養鰻のない青森県にまでその取り組みが広がるということですし、その後にも幾つかの県が後に続いて来てくれているということでもあります。地域ごとのやっぱり特色があるので、トップダウンで一律ということにはなかなかならないし、それではなかなか現場での遵守も期待できないということなんですけれども、機会あるごとに各県に、また各関係漁協、魚連にそういう取り組みをお願いしているということで、大分広がりが広まってきているということでもあります。

あと、親ウナギの保護も大切なんですけれども、それだけではなくて、そのとる量での管理というんでしょうかね、そこも当然やっていくわけですが、それ以外に、やはり生息環境をちゃんともとに戻していくということですね。これもホームページの資料の中に入れてありますけれども、内水面漁協、長瀬委員も今日御出席ですけれども、そういう関係者の皆様方のウナギのすみかづくり、ウナギの餌のすみかづくりというようなことで取り組んでいただいています、実際、石倉と言っていますが、そういうものを投入すると餌もウナギも随分集まってくるというようなことが確認されております。そういうこ

とだけではなくて、もっと川全体を、河川法も昔の治水・利水だけじゃなくて環境ということも重視するという法改正も行われているので、多自然川づくりと言っていますけれども、そういうのを一生懸命全国的にやっていかないと、とる量のことだけではうまくいかないだろうなど。生息環境づくりということもしっかりやっていくし、これをまた中国だとかに広げていくのが大変な話だとは思っておりますけれども、東アジア全体で取り組んでいきたいなというふうに思っているということでもあります。

流通の話も、くどいですがけれども、出荷先だとかの記録というのはお願いするようにしておりますけれども、なかなかそれでは落ちがつかないということなので、いろいろな流通経路はたどるけれども、最後はみんな養鰻池に入ってくる。そこで池入れ量をチェックするのが有効だろうということで、今回の許可制ということでもあります。

いろいろな問題を抱えておりますけれども、一つ一つ解決して、全体として資源が保護されるように、資源と産業と食文化を守ると、3つの価値を守るために頑張っていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうも、詳しい御説明ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等ありましたら。

白石委員。

○白石特別委員 いろいろな施策をやっていること、よくわかりましたけれども、先ほど保科課長から、シラスの流通の面で集荷人というのは決まっているけれどもという話だったんですけれども、確かに決まっているんですね。そこに出すように、私、静岡県ですけれども、静岡県も非常に厳しく言っているんですけれども、現実的には他県から、あるいは自県の中でも集荷人ではない人が結構、採捕者、直接買いに入って抜いていっちゃうんですね。私らも何とかその現場を捕まえてと思って、私自身も出向いたり、あるいは専門の人をお願いしたりして調べたんですけれども、なかなかしつぽは捕まえられないですね。

一番何が問題があるかというのと、集荷をして、組合が集荷する場合と、集荷人さんを指定して、その集荷人さんから組合が集荷するという場合と幾つか方法はあるんですけれども、一番問題なのは、採捕して売った人には罰則があるけれども、買っていった人に罰則がないんですね。となると、もう夜中に買いに来てわからないわけですね、正直言って。だから、買ったほうにも何かそういうものが、同等の罰則がつけば、少しは中身が変わってくるのかな。我々も、じゃ、県なんかも大分そういうところを見張ってくれたりしているんですけれども、大体「あの人、売っているよ」というのがうわさでわかるものからそうしているんですけれども、売ったほうは罰則があるんですけども、買ったほうに罰則がないから何回でもやるよという、そういう感じになっちゃっているんですね。

それこそ法律を変えるというのは大変なことだとは思いますが、何かいい方法があれば、また考えていただきたいなというふうに思います。これはお願いするだけにとどめます。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。では、よろしく御検討くださいますようお願いいたします。

ほかに御質問、御意見等ありましたらよろしくをお願いいたします。

千葉委員。

○千葉特別委員 ニホンウナギ以外のウナギの養殖なんですけれども、それで、逸出を防止するために必要な措置を講ずるということになってはいますけれども、その必要な措置を講じたかどうかの確認はどのようにされているか、教えていただきたいと思ひまして。

○山川分科会長 保科栽培養殖課長、よろしくお願ひします。

○栽培養殖課長 これまで水産庁で異種ウナギを飼うときの逸出等を防止するための指針というのをつくっておひまして、現在はまだ施行されてははせんので、今これを周知をして対策をしていただくようにお願ひをしてはいるという状況です。

ウナギって、割と垂直なところをヒュルヒュルと上って排水口からニュッと逃げちゃうとか、普通の魚では考えられないような行動をとるんですか、動きで抜け出す魚なものですから、またニホンウナギとその他の違うウナギでは若干性状が違ったりするということもあるようで、そういうマニュアルをまとめて今周知をしてはいます。

今回の許可に関しては、まず当然、放すことはしないということとあわせて、まずはこの許可の条件としても、逸出を防止するための措置はきちんととるということを定めて、今年の11月以降、許可も今度初めてになりますので、我々もその許可の内容、そもそもの池入れ量の管理のところから、これは行政側としても初めて取り組んでいくので、現場を見ながら、また勉強もしながら対策をしていきたいというふうには思ひてはいます。

○千葉特別委員 ありがとうございます。動植物の逸出の防止って非常に難しいんですよ。せつかく、先ほどお話をあつたようにニホンウナギを守るために、今、川づくりもされてはいるところも大分ありますけれども、その一方で、こういった外来的なものが生息するようになるということも非常に懸念されるので、その辺だけは徹底してよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ほかに質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

三木委員。

○三木委員 養殖実態や流通に関して、わからないところが多いウナギだと思ひます。三位一体というお言葉により、さまざまなところから把握し、あとコントロールしようという御努力がわかりますが、届出制が始まって、実績報告書によって養殖の部分、あるいはその仕入れに関してわかつてきたことが何かありましたらばお教へいただければと思ひます。

○山川分科会長 保科課長、よろしくお願ひします。

○栽培養殖課長 参考資料に届出の業者数及び今年の池入れ実績という資料を、参考という資料が一番最後のほうにあると思ひますけれども、ここにありますニホンウナギをや

っている人、それから、その次のページに異種ウナギをやっている人というのが、この届出を去年の11月から義務づけたことによって、初めて実態として把握できたという状況でございます。

○三木委員 今のところ事業者数と池入れ数量ですね。報告書のほうで仕入れをどこからとか、そういう部分もあったかと思うんですけども、またその辺の詳細は今後ということですか。いろいろ全体状況も見える報告書なのかなと思っていたんですけども。あともう一つ、養殖業者数です。直近の漁業センサスでのウナギ養殖業者数は、これと、タイムラグがあると思うんですが、これよりも100ぐらい少ない数だったんですね。今お伺いしていて、急に参入されてきた方もいらっしゃるということなので、若干増えたのかしらなんていう推察をしていたんですが、そのあたりについても、何かおわかりであればお教えいただければと思います。

○栽培養殖課長 養殖業者の数については、ニホンウナギに関しては、昨年というんですかね、昨年についてもやはり新しく参入しようという方が何社か——これは何社かと言ったほうがいいと思いますけれども、いらっしゃるって、先ほど部長から説明させていただいたように池入れの制限をして守っていこうという中で、その調整についてはかなり苦労したという状況です。

それから、2ページ目に異種、ニホンウナギ以外のウナギというのが思っていたよりもたくさんあって、特にこのウナギの場合には、従来のニホンウナギの養殖をしていない方が割とコンパクトな設備を使って、比較的小規模にというんですか、参入しようとしている方がたくさんいるんだということが、これは新しい情報としてわかったということです。ニホンウナギをされている方とは全く違う養殖の形態で、タンクというか、水槽で基本的にやられている方が多いようなんですけれども、そういう様子が把握できたということだと思います。

それから、仕入れ先等の情報についても、今回収集というんですか、入手をしていますが、これに関して現時点で、これまでの実績というのがないものですから、何か比較して話ができるような状況にはないということです。

○三木委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、ほかに御発言がなければ、諮問第254号については、原案どおり承認をしていたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第254号について、確認のために答申書を読ませさせていただきます。

答 申 書

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成27年7月7日に開催された水産政策審議会第72回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第254号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

では、この答申書を長谷増殖推進部長にお渡しいたします。

(分科会長から増殖推進部長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、その他に移りたいと思います。

その他、何かございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 サケ・マス関係でお願いをしておきたいと思います。

ロシアの200海里内のサケ・マス、報道で承知の方も多いかと思いますが、6月29日にプーチン大統領が署名をして、明年からのロシアの200海里内のサケ・マスが禁止ということになりました。日本も、日本のEEZ内での流し網はございますけれども、歴史の長いサケ・マスがここで幕を閉じるというふうになるかと思っております。

特に報道によれば、北海道では、250億程度の経済的な打撃を受けるだろうというように言われております。特にこのサケ・マスに従事している船は、従来からサケ・マス、サンマをやって、冬場はマグロをやったり大目流し網をやったり、タラのはえ縄など、三漁業で生活をしていました。ロシア200海里の体制が厳しくなって、今年のタラのはえ縄も操業がままならず早期に切り上げました。次年度からの操業も非常に不透明という状況にあります。

今回、このサケ・マスからの撤退ということになりますと、サンマのみということになる可能性が非常に強い。ただ、このサンマも、水揚げの3から4割程度はロシアの200海里内での操業ということになります。これからのサンマ漁業についても非常に不安、ない

し不透明なところが懸念をされる状況でございます。特に今回、サケ・マスについては廃業、減船ということになろうかと思えますけれども、乗組員の救済を真剣に考えていただきたいというのがまず1点、お願いとしておきたいと思えます。

それから、一部の報道では、今回のこの流し網の禁止問題というものについては、環境保護団体のWWFが深くかかわり合いを持った、ロシア政府に対してかなりの助言なり圧力なりをかけたというような報道がなされております。特に環境保護団体というのはあなどれないという状況でございます。平成4年に幕を閉じた公海の流し網漁業、それからマグロもそうでしょうし、また、毎年繰り返される捕鯨の問題についても、かなりの妨害活動を展開をしているということになります。特に今回は、この環境保護団体の耳ざわりのいいキャッチフレーズに乗って、流し網は環境保護に悪いんだというような形で大衆に訴えてきた、こういう事実もあるわけですから、結果的には商業漁業が、この環境保護団体に屈したというようなとられ方をされてもおかしくないという状況になっています。目に見えない形で、この環境保護団体がかなりいろいろな分野に手を伸ばしているということです。

現在、太地のイルカの問題もあります、イルカが、輸出をする場合、飛行機で移動するというのを聞いておりますけれども、この飛行機に積み込む作業をされる方々が、これを拒否をするというような状況になっています。それから、サメヒレを現在日本から香港等々に輸出をしているわけですが、これも日本の船社が積み込みを拒否ということを公表もしていると、こういう状況になっております。いろいろな形で当然圧力を加えてくるということですから、対岸の火事ということではなくて、商業漁業全般に関する妨害活動だという認識を新たにしてもらおうということも必要ではないのかなというように思っております。

こういう状況の中、ただ、減船をすればいいんだということではなくて、やはり新たな漁業というものを再構築をして挑戦をしていくということも必要なんだというように私は思っています。特に昔はサケ・マスについてははえ縄があったはずですから、マス縄といって、200海里以内で操業していた。これが商業ベースに合うか合わないかは別にして、変えたような新たな漁法も研究をしながら、国民に対する水産資源というものを有効的に供給をしていくという体制が非常に大切ではないのかと思えますので、その辺もよく考えていただきながら検討してください。お願いをしておきたいと思えます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

じゃ、長谷増殖推進部長、よろしくお願ひします。

○増殖推進部長 今、高橋委員からお話があったロシア水域のサケ・マスの流し網の禁止については、報道でもなされているとおりでありますが、地元から相次いで知事さん、市長さん、組合長さん、皆さん心配して東京にも来られていますし、役所のほうからも今、相次いで担当幹部が現地へ入って意見交換をしているということでもあります。

地元の要望を踏まえながら、言われるようにサケ・マスだけで成り立っているわけでは

なくて、サンマだとかタラだとか組み合わせで生活している皆さんということですから、そういうサケ・マスだけでない形で、いろいろな要望を踏まえて、乗組員対策もありますし確保対策もありますけれども、要望を踏まえて、これからしっかり対策を検討していく、対策を打っていくということだと思います。

漁法転換の話もありましたが、我々も当然、すぐそういうことは考えるわけですが、言われるように、流し網に比べればはえ縄は効率がずっと落ちますし、主対象のベニザケはプランクトンフィーダーなので餌を食わない、はえ縄をなかなか食わないというような問題もあるようです。そういうこともあります、いろいろな兼業種類も含めた形での検討ということだと思います。

環境保護団体の話は、今回も当然そういういろいろな働きかけといたしましょうか、向こうの主張の中にそういうものが入っておりました。一方で、環境といたしましょうか、ロシアの中の業種の対立というんでしょうか、カムチャッカで定置で待っている人と、サハリン中心で沖で流し網でとっている人の対立の構図に巻き込まれた面もあって、日本狙い撃ちの法案であったわけではないんですね。それで多数派の定置のほうの意向に沿った禁止法案が残念ながら通ってしまったというようなことでありますが、一方で、混獲問題といたしましょうか、公海流し網の禁止からずっと続く、そういう論調というのがありましたので、それも影響は当然したということでもあります。いろいろな面でそういう勢力とのしのご合いといたしましょうか、あるわけですが、これからはしっかりと肝に銘じて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○山川分科会長 そのほか、何かございますでしょうか。

長瀬委員。

○長瀬委員 先ほど長谷部長のほうから丁寧な説明をいただきました、ウナギの石倉、生物多様性の川づくり事業ですが。この予算が前年度に比べ2割、3割カットされていますが、まだ始めて、現在までウナギが増えてきたという実証はどこにもありません。その前に、予算を削減して、事業が成り立たなくなるというのは川にとってはとても痛手です。

先ほど説明していただいたように、川は親ウナギを半年間捕らないようにしたり、使用できる針の制限を1割程度まで下げたり、色々なことをやっていますが、やはり辛抱させるだけではだめだと感じています。こういうパイロット事業をして、将来的に「ウナギが増えますよ」という夢を持たせると、今を我慢してくれます。そういう意味でも、1事業体が100万という縛りがあり、その100万の中にも色々なものを提出しなければならず、漁業者としては出来ないよねという予算の仕組みです。だから、現場の漁業者が使えるような予算枠というのをを出していただいて、本当にそれが機能しているという検証をしながら、それが生かされているところには重点的に配分をして、そこでデータを積み重ね、資源が回復し実績を伴うような事業展開をしていただけると有難いと思います。河川の予算の拡充を宜しくお願ひしたいということです。

○山川分科会長 じゃ、長谷部長、よろしくお願いします。

○長谷増殖推進部長 長瀬さんが言われたのは多面的機能の予算で応援させていただいて、ウナギも喜ぶし、エビなんかも喜んでるし、それで、それを子供たちに見せると子供たちも非常に喜んで、教育効果もあってすばらしいなと思って応援していたんですけども、すぐにまた予算がそうやって締めつけられちゃったりしたので、もう一回検証もして打って出なければいけないなというふうに思っております。そういう気持ちは持っておりますので、ぜひ皆さんのまた応援もいただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○山川分科会長 ぜひよろしくお願いします。

ほかに、その他ございますでしょうか。

では、ないようでしたら、事務局から次回の日程等について御案内願います。

○栽培養殖課長 既に御案内のことと存じますけれども、水産政策審議会の委員の皆様の任期が7月12日で満了となります。皆様方には在任期間中、さまざまな御指導、御助言を賜りましてまことにありがとうございます。

現在、改選の進めを進めておりますけれども、改選後の総会及び各部会、分科会の開催につきましては、8月の中下旬ごろを目途に日程の調整を進めさせていただいているというふうに思います。委員、特別委員に再任される御予定の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山川分科会長 これにて本日予定しておりました議事については全て終了いたしましたけれども、先ほど事務局からも御説明がありましたように、今任期における資源管理分科会の開催は本日が最後になろうかと思っております。皆様、委員の方々におかれましては、この2年間、審議に多大なる御協力をいただきましてまことにありがとうございました。

では、これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。